

## 甲府市多文化共生推進計画 2026 策定支援業務委託 仕様書

### 1 業務名

甲府市多文化共生推進計画 2026 策定支援業務

### 2 業務の目的

甲府市では、国籍や民族など異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現を目指して、平成21年8月に第1次「甲府市多文化共生推進計画」を策定し、平成28年4月からは、第2次推進計画となる「甲府市多文化共生推進計画 2016」を、令和3年4月からは、第3次推進計画となる「甲府市多文化共生推進計画 2021」（以下「推進計画 2021」という。）に基づき、各般にわたる施策を推進してきた。

本業務は、現計画「推進計画 2021」の計画期間が令和7年度で満了となることから、令和8年度から令和12年度までの「甲府市多文化共生推進計画 2026」（以下「推進計画 2026」という。）を策定することとし、計画の策定にあたり豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から優れた企画提案を採用する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選考する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 4 契約予定金額

上限 2,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務概要

現計画である「推進計画 2021」を基本としつつ、多文化共生の推進に関するアンケート調査やヒアリング等を実施し、甲府市の現状と課題を分析した上で、甲府市に暮らす在留外国人が地域社会の一員として尊重され、すべての市民が安心して暮らし、活躍できるまちを目指す「推進計画 2026」の策定支援を行うこと。

### 6 関連計画との整合性

本仕様書のほか、国、県、甲府市における関連計画書等を熟知し、「推進計画 2026」との整合性に留意すること。

### 7 業務内容

下記の業務内容は概要を示したものであり、業務提案に当たっては、仕様書に記載のない追加提案も認める。但し、追加提案に係る経費についても、契約予定金額に含めるものとする。

#### (1) 他自治体の先進事例等の調査・研究

他自治体の先進事例等の調査・研究を行い、結果を市と十分に協議を行うこと。

## (2) アンケート調査の実施と報告書の作成

年々増加傾向にある在留外国人や、甲府市の多文化共生に関する現状の分析と課題整理を把握するためアンケート調査を実施する。

① 実施時期 令和7年7月頃

② 調査対象者

ア 甲府市に住んでいる18歳以上(令和7年4月2日時点)の日本人住民及び外国人住民及び市内に事業所を有している企業

イ 無作為抽出で日本人住民1,000人、外国人住民1,000人及び市内企業100社に配布

ウ 調査方法

- ・紙媒体とインターネットによる2種類の方法で調査を行う。
- ・外国人住民対象の調査票は7か国語を準備(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語)

③ 作業内容及び費用負担

下記のとおり作業を行う。アンケート調査未回答者への再依頼については、調査票の回収率向上に向けた取組であり、費用負担については、受託者が負担する。また、業務提案に作業内容等について詳細な必要事項を示すこと。

なお、甲府市が行った留学生を対象とした調査結果についても、甲府市と協議の上、適宜報告書へ反映させること。

④ アンケート結果に基づく報告書の作成

アンケート調査に基づき甲府市の多文化共生に関する現状分析と課題整理を行い、骨子案を含む報告書を作成すること。

作業内容	役割分担	
	甲府市	受託者
調査票の作成		○
調査票の印刷		○
調査対象者の抽出	○	
調査対象者の宛名ラベル作成		○
調査対象者の宛名ラベル貼り		○
WEB受付のページ作成(市HP)	○	
発送用の封筒作成		○
返信用封筒の作成		○
封入		○
調査票の発送と回収		○
未回答者への再依頼の発送と回収		○
回収した調査票のデータ入力と分析		○
骨子案を含む報告書の作成		○

### (3) 「推進計画 2026」の素案作成

現計画である「推進計画 2021」を基本としつつ、前号までの業務を踏まえ「推進計画 2026」の素案を作成する。

- ① 素案に盛り込む内容については、市と十分な協議を行うこと。
- ② 素案に盛り込む具体的な施策については、現計画の調査、分析を行い、市の各担当課が施策の検討や新たな立案ができるよう具体的なプロセスを提案すること。
- ③ 「推進計画 2026」の計画期間は、令和 8 年度を初年度とする令和 1 2 年度までの 5 か年とする。

### (4) 甲府市多文化共生推進委員会への説明及び資料の作成

年 3 回程度開催する甲府市多文化共生推進委員会に必ず出席し、報告書及び計画素案の説明や資料作成を行うこと。

### (5) パブリックコメントにおける資料の作成

「推進計画 2026」の素案策定後に甲府市が実施するパブリックコメントについて、公表用の資料作成を行うこと。

## 8 企画提案事項

企画提案の内容と審査・評価の項目については、提案書記載項目等一覧（別紙 1）を参考にすること。

### (1) 企画提案の内容

企画提案の内容は、以下の項目について提案すること。

- (ア) 現計画の施策の検証及び多文化共生への理解について
- (イ) 在留外国人を取り巻く環境等の実態把握について
- (ウ) 甲府市における多文化共生施策などの新たな要素について
- (エ) 「推進計画 2026」の素案作成について

## 9 成果品の提出

### (1) 「推進計画 2026」の素案

A 4 版、表紙、目次、本編、30 ページ程度。

製本 5 部 + 電子データ

### (2) アンケート調査の結果報告書（骨子案を含む）

A 4 版、表紙、目次、本編

製本 3 部 + 電子データ

## 10 予定スケジュール

「推進計画 2026」の策定に係る予定スケジュールは以下の通り。

令和 7 年 5 月 契約締結

6 月 アンケート調査票の作成

令和7年	7月	アンケート調査
	8月	調査結果の分析
	9月	骨子案を含む報告書の市への提出
	10月	計画素案の作成
	11月	計画素案のヒアリングの実施
	12月	パブリックコメントの実施
令和8年	1月	庁内にて計画の最終調整
	2月	計画の策定

## 1.1 著作権

- ① 本業務の成果品の所有権、著作権及びその他一切の権利は、甲府市に帰属するものとする。但し、成果品に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ② 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、甲府市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

## 1.2 第三者の権利侵害

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 1.3 情報セキュリティに関する規定の遵守

情報セキュリティ対策を実施するにあたっては、甲府市における情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティに係る規定等に準拠すること。また、作業にあたっては、当該規定等を遵守すること。

## 1.4 個人情報の取り扱い

業務の過程で個人情報を取り扱う場合は、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号）に準拠すること。取扱い方法の詳細について疑義がある場合は、甲府市と協議すること。

## 1.5 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、甲府市の指示に従わなければならない。

## 1.6 損害賠償

本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、甲府市又は第三者に損害与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

## 1.7 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度甲府市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。

また甲府市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

## 1.8 問い合わせ先

甲府市 市長直轄組織 市長室 国際交流課  
〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1  
電話番号：055-237-5119  
FAX：055-237-0097